

質問に対する回答書
 (件名) 東関東自動車道 潮来工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜設計書	本工事において、適用単価の採用月は、令和4年10月と考えてよろしいでしょうか。	適用単価の採用月については、土木工事積算基準 第1編 3. 工事費の積算(4)に記載のとおりです。
2	特記仕様書7-3 一般車の通行止めについて	地下埋設物調査Aの施工時においても、通行止めが可能であると考えてよろしいでしょうか、教授願います。	そのとおりお考えください。
3	特記仕様書22-15 目隠しフェンス工	目隠しフェンスは供用中の高速道路との近接施工における安全対策を目的としていますが、高速道路に近接する高木の伐採は目隠しフェンス設置後の施工と考えてよろしいでしょうか、教授願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	04_設計図 130/131 仮置き土計画図について	仮置場Aと仮置場Bの間に控除されている空白部が存在しますが、何か理由があるのでしょうか、教授願います。	場内の工事用道路とお考えください。
5	04_設計図 130/131 仮置き土計画図について	仮置場Cについて、土砂、産業廃棄物、重機械、休憩所(事務所)等の置場に使用するなど、利用するにあたり何か制約があるのでしょうか、教授願います。	仮置場Cについては、特記仕様書22-3-1(1)及び22-3-2(1)に記載のとおり、道路掘削土砂(表土)の一時仮置き及び客土掘削土砂の掘削・積込みに使用するものとお考えください。なお、仮置場Cを他用途に使用する必要がある場合は、工事契約後に別途協議するものとお考えください。
6	04_設計図 131/131 国土交通省施工ヤード(参考図)について	他工事施工中の市道(潮)1588号線に面した出入口は、利用できると考えてよろしいでしょうか。また、当該施工ヤード範囲内の工事車両による通行等は可能と考えてよろしいでしょうか、教授願います。	1588号線に面した出入口は、常時利用できるものとお考えください。また、当該施工ヤード範囲内は国土交通省の工事に支障がない範囲であれば通行可能とお考えください。